

生命医療こども共済

『ご加入のしおり』

この「ご加入のしおり」には、
「生命医療こども共済」についての
重要な事項が説明されておりますので、
必ずご確認ください。



も く じ

はじめに・・・

| | |
|---|---|
| <input type="checkbox"/> 加入コースと保障の種類について…………… | 2 |
| <input type="checkbox"/> 主な用語について…………… | 2 |
| <input type="checkbox"/> 生命医療共済への移行について…………… | 3 |
| <input type="checkbox"/> 制度内容の変更について…………… | 3 |

ご契約内容に関する事項

| | |
|--|----|
| 第1章 共済契約者について…………… | 4 |
| 第2章 本共済に加入できる方（被共済者の範囲）…………… | 4 |
| 第3章 本共済に加入できない方…………… | 4 |
| 第4章 共済期間と共済掛金の払込方法…………… | 4 |
| 第5章 加入できる限度について…………… | 5 |
| 第6章 契約の更新について…………… | 5 |
| 第7章 契約の取消しについて クーリング・オフ制度（お申込みの撤回）…………… | 6 |
| 第8章 告知義務および契約の解除について…………… | 6 |
| 第9章 契約者の通知義務について…………… | 6 |
| 第10章 共済掛金払込猶予期間と契約の無効または失効について…………… | 7 |
| 第11章 契約が消滅する場合…………… | 7 |
| 第12章 契約が無効となる場合…………… | 7 |
| 第13章 契約の解約について…………… | 7 |
| 第14章 詐欺または脅迫によるご契約の取消について…………… | 8 |
| 第15章 不法取得目的による共済契約の無効について…………… | 8 |
| 第16章 指定口座の変更について…………… | 8 |
| 第17章 契約者の変更について…………… | 8 |
| 第18章 共済金の受取人について…………… | 8 |
| 第19章 共済金のご請求・お支払いについて…………… | 9 |
| 第20章 異議の申立について…………… | 10 |

保障内容に関する事項

| | |
|---------------------------|----|
| 共済金のお支払いについて（傷害保障）…………… | 11 |
| 共済金のお支払いについて（病気保障）…………… | 14 |
| 共済金のお支払いについて（先進医療保障）…………… | 16 |
| 共済金のお支払いについて（賠償責任保障）…………… | 17 |

別 表

| | |
|------------------------|----|
| 別表1 後遺障害認定割合表…………… | 19 |
| 別表2 重度障害状態…………… | 20 |
| 別表3 手術共済金の対象となる手術…………… | 21 |
| 別表4 共済金の請求に必要な書類…………… | 25 |
| 別表5 質問事項（告知事項）…………… | 26 |

はじめに・・・

□ 加入コースと保障の種類について

長崎医療共済生活協同組合は、長崎県民の生活向上を目的として消費生活協同組合法に基づき長崎県知事の認可を受けて設立された生活協同組合です。「生命医療こども共済」（ご加入のしおり内において、以下「本共済」といいます。）には、次のコースと保障種類があります。

| 生命医療こどもコース | |
|------------|-----------|
| ①傷害死亡共済 | ⑦病気重度障害共済 |
| ②傷害後遺障害共済 | ⑧病気入院共済 |
| ③傷害入院共済 | ⑨病気手術共済 |
| ④傷害通院共済 | ⑩先進医療共済 |
| ⑤傷害手術共済 | ⑪賠償責任共済 |
| ⑥病気死亡共済 | |

□ 主な用語について

| 用語 | 定義・内容 |
|----------|--|
| 共済加入証書 | 「生命医療こども共済」に加入された方の保障内容、保障額や加入コース等の契約内容を記載したものをいいます。 |
| 共済契約者 | 組合と「生命医療こども共済」の共済契約を結び、共済契約上の権利と義務を持つ方をいいます。 |
| 被共済者 | 共済契約上の保障の対象として、保障が付けられている方（お子様）をいいます。 |
| 共済金受取人 | 共済金を受取る方をいいます。 |
| 共済金 | 被共済者（お子様）が、ご加入のしおりに定める支払い事由（死亡・後遺障害または重度障害・入院・通院・手術・先進医療・賠償責任）に該当されたときに支払われるお金をいいます。 |
| 共済掛金 | 共済契約者が組合に支払う（払込む）お金をいいます。 |
| 告知義務 | 共済契約者または被共済者（お子様）が契約の申込みをする際に、健康状態等の組合が質問した事項について組合に報告する義務をいいます。 |
| 告知義務違反 | 組合が質問した事項について報告がない場合、または故意に不実の報告をした場合等は、告知義務違反したことになり、組合は契約を解除することができます。 |
| 発効日 | 共済契約の効力が開始される日をいいます。 |
| 病院または診療所 | 医療法に定める病院または患者の収容施設を有する診療所をいいます。 |
| 医師 | 医師法に定める医師および歯科医師法に定める歯科医師の資格を有する者をいいます。 |
| 入院 | 医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、日本国内の病院または診療所等に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 |

| | |
|------------|---|
| 通院 | 医師による治療が必要であり、自宅等での治療が困難なため、日本国内の病院または診療所等へ通い治療を受けることをいいます。(往診による治療を含みます。) |
| 手術 | 傷病の治療を直接の目的として、器具を用い、生体に切断、摘除などの処置を施すことをいいます。ただし、吸引、穿刺などの処置および神経ブロック、単なる傷口の縫合、抜糸、プレート除去またはこれらに類する処置は除きます。 |
| 他覚所見 | 神経学的検査、レントゲン検査または脳波検査等の結果、客観的、かつ、医学的に証明できる状態をいい、患者自身の自覚症状は含みません。 |
| 常に介護を要する状態 | 食事、排便、排尿、その後始末、衣類の着脱、起居、歩行、入浴のいずれもが自分ではできず、常に他人の介護を要する状態をいいます。 |
| 先進医療 | 療養を受けた時点において、公的医療保険制度の法律に定められる評価療養のうち、厚生労働大臣が定める先進医療をいいます。(先進医療ごとに厚生労働大臣が定める施設基準に適合する病院または診療所において行われるものに限ります。)療養を受けた日、現在、公的医療保険制度の法律に定められる「療養の給付」に関する規定において給付対象となっている療養は除きます。 |
| 賠償責任 | 共済期間内における日常生活において、被共済者(お子様)が第三者の生命もしくは身体の損傷または財物の損失(紛失を除きます。)毀損または汚損などで法律上の損害賠償責任を負った場合のことをいいます。 |

□ 生命医療共済への移行について

- 被共済者(お子様)が、更新日における年齢が満15歳になられた場合、ご契約者様または、親権者もしくは、未成年後見人の同意を得て、この組合の組合員になることにより生命医療共済へ移行することができます。移行にあたり新たな告知事項は不要とします。手続きの詳細につきましては、その際ご案内致します。
- こども共済から生命医療共済に移行した場合、当該共済契約の効力発効日は移行前のこども共済の効力発効日とします。
- 生命医療共済移行後、初回の共済掛金が、この組合に払込まれたことを条件とし、この組合は新たに生命医療共済の「ご加入のしおり」および「加入証書」を交付いたします。
- 生命医療共済への移行後の規定については、この組合の生命医療共済事業規約、細則が適用されます。

□ 制度内容の変更について

この共済は、消費生活協同組合法並びに長崎県認可の生命医療こども共済事業規約、生命医療こども共済事業細則に基づいて運営されており、これらに定めのない事項については、日本国の法令に準拠します。

掛金または保証額は、死亡率などに基づいて定期的に見直され、必要に応じて変更される場合があります。制度内容が変更された場合は、すでに、ご加入いただいている方についても変更後の定めが適用されます。

ご契約内容に関する事項

第1章 共済契約者について

1. 共済契約者（以下「契約者」といいます。）とは、次の第(1)号および第(2)号のいずれにも該当する方とします。
 - (1)長崎医療共済生活協同組合（以下「組合」といいます。）に出資金を払込み、組合の組合員となられた方
なお、組合の組合員とは、次のいずれかに該当する方とします。
 - ①加入申込日において、長崎県内に住所を有する方
 - ②加入申込日において、長崎県内に勤務地を有する方で、組合の事業を利用することを適当とするものとして、組合の承認を受けた方
 - また、出資金は、第1回共済掛金（以下「初回共済掛金」といいます。）と併せて口座振替されます。
 - (2)被共済者となるお子様を実際に扶養している方で、組合と本共済に関する契約（以下「契約」といいます。）を結び、契約上の権利または義務を有し、同権利または同義務を行使または履行できる方であり、かつ、組合が定める本共済の加入申込書（以下「申込書」といいます。）の「契約者」欄に記載の方

第2章 本共済に加入できる方（被共済者の範囲）

1. 本共済にご加入できる方は、次の第(1)号から第(3)号の該当する方とします。
 - (1)契約者と生計を共にする契約者のお子様
 - (2)加入申込日において、年齢が0歳以上満15歳未満の方
 - (3)更新日において、年齢が満1歳以上満15歳未満の方

第3章 本共済に加入できない方

1. 申込書の記載事項または質問事項の回答を組合が審査した結果、加入を妥当でないと判断した方。
2. 申込書の記載事項または質問事項の回答に、故意または重大な過失によって記載を怠ったり、不実の記載をされた方。

第4章 共済期間と共済掛金の払込方法

1. 組合が申込の内容を審査して加入を承諾した場合、初回共済掛金が組合に払込まれた日の午前零時から契約の効力が開始されます。
2. 前項の規定により契約の効力が開始された場合、組合の定める共済加入証書を契約者あてに発行して、契約の加入承諾の通知に代えるものとします。
3. 本共済の共済期間は発効日からその日を含めて1年間とします。
4. 契約者は、組合の定める共済掛金を第5項に定める払込日に組合が指定した金融機関等の口座振替により組合に払込むこととします。
この口座振替は、以下の収納経路で行われ、その際の通帳表示は以下のとおりとします。
収納経路：長崎医療共済生活協同組合→株式会社ジャックス（収納会社）
→指定金融機関
通帳表示：イリョウキョウサイ
なお、将来組合の都合により収納会社を変更する場合があります。
5. 前項の規定に従い、次の各号に定める日を共済掛金の払込日とします。
 - (1)組合所定の申込書その他の必要書類（以下「申込書類」といいます。）の全てが毎月末日（以下「申込締切日」といいます。）までに受け付けられ、かつ、組合がその加入を承諾した場合には、初回共済掛金の払込日は、申

込締切日の属する月の翌月27日となります

(2)第2回以後の共済掛金の払込日は、初回共済掛金の振替期日の属する月の翌月以後の毎月27日とします

6. 口座振替の振替日は毎月27日（以下「振替日」といいます。）とし、金融機関が休業日の場合には、翌営業日に口座振替を行います。

第5章 加入できる限度について

1. 同一の被共済者は、共済期間を重複して同一の加入プランに1口を越えて加入すること（以下「超過加入」といいます。）はできません。
2. 前項の規定に反し超過加入があった場合には、契約者が有効とする旨の意思表示をした契約のみを有効とし、他の契約については全て無効となります。
3. 共済金を支払った後に超過加入の事実が判明したときには、組合が指定する契約のみを有効とし、契約者が表示した意思の内容にかかわらず、他の超過加入した契約については全て無効となります。また、当該無効とされた契約に対し、すでに支払われた共済金については、組合は、その全額を返還請求できます。
4. 前3項の規定により契約が無効となった場合、組合は、当該無効となった契約が属する共済期間に対応するすでに組合に払込まれた共済掛金の全額を契約者に返戻します。

第6章 契約の更新について

1. 契約者から共済期間満了日の1ヵ月前までに、組合に対して契約を継続しない旨の通知がなく、かつ、組合が契約の更新を承諾した場合、第2項に定める更新掛金の払込みを条件として、契約は、共済期間満了日の翌日を更新日として更新されます。
2. 更新契約における初回共済掛金の払込日は、更新前契約の共済期間満了日の翌日とします。
3. 次の各号のいずれかに該当する場合、契約を更新できません。
 - (1)契約者が「第1章 共済契約者について」に定める契約者に合致していないとき
 - (2)被共済者が「第2章 本共済に加入できる方（被共済者の範囲）」に定める被共済者の範囲に合致していないとき
 - (3)その他、組合が、契約を更新することが不相当であると認めた次に定める事由によるとき
 - ①契約者または被共済者が、過去に共済金または保険金（共済種目または保険種目を問いません。以下同様とします。）を取得する目的で、共済事故または保険事故を発生させる行為を行ったとき
 - ②契約者または被共済者が、過去に共済金または保険金の請求行為について詐欺行為を行ったとき
 - ③その他、組合が、組合の事業の目的である相互扶助による組合員の生活の向上をはかることの主旨に照らし、当該契約を更新することが不相当であると認めたとき
4. 更新された契約の効力は、更新日の午前零時に発生し、更新された共済契約の共済期間は、更新日から1年間とします。
5. 契約が更新されたときは、組合加入時に組合が発行した共済加入証書を契約更新後の共済加入証書とみなすことができます。
6. 「生命医療子ども共済」の終期（満15歳を迎えるとき）は、契約者の希望により組合所定の同意書をご提出いただき「生命医療共済」に無選択で移行することができます。

第7章 契約の取消しについて

クーリング・オフ制度（お申込みの撤回）

1. 共済加入申込者は、申込日の翌月10日までであれば、書面によりその申込みを撤回することができます。その書面には、申込みの撤回をする旨を明記し、契約者の住所、氏名、電話番号、取消申請日を記入し、捺印をしてください。
2. 前項によって申込みを撤回した場合において、組合はすでに組合に払込まれた共済掛金がある場合には、その全額を共済加入申込者に返戻します。

第8章 告知義務および契約の解除について

1. 契約者は、共済契約の加入申込みの際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち組合が所定の書面で被共済者に対する告知を求めた事項（以下、「告知事項」といいます。）について、被共済者に代わり告知しなければなりません。
2. 組合は、契約者が、契約締結の当時、故意または重大な過失により、申込書類のうち、告知事項に対する回答その他、組合の危険の測定に関係のある事実をかくしたり、または事実でないことを記載して契約の申込みをしたときは、将来にむかってその契約を解除することができます。ただし、組合がその事実のあることを知っていた場合、または過失によりこれを知らなかった場合を除きます。
3. 前項の規定による解除権は、次の場合消滅します。
 - (1)組合が、解除の原因を知ってから1ヵ月を経過したとき
 - (2)解除の原因に該当した最初の契約の申込日から5年以内に当該被共済者にかかわる共済事故が発生しなかった場合において、なお共済契約が存続していたとき
4. 前第2項のほか、組合が当該契約の存続を不相当と認めた場合（「第6章 契約の更新について」第3項第(3)号の①から③の規定を準用します。）には、組合は、将来にむかって共済契約を解除することができます。
5. 組合は、前第2項の規定による解除を共済事故発生後に行った場合においても共済金を支払いません。また、すでに共済金を支払っていたときは、組合は、その返還を請求することができます。ただし、その共済事故が解除の原因となった事実によらなかったことを契約者または共済金受取人が証明したときはこの限りではありません。
6. 契約の解除は、契約者に対する書面をもって通知を行います。ただし、契約者の所在不明、死亡その他の理由で契約者に通知できない場合は、被共済者または共済金受取人への通知によって行います。
7. 第2項および第4項の規定により、契約が解除された場合、組合は、解除日までの共済期間に対応するすでに組合に払込まれた共済掛金については返戻しません。

第9章 契約者の通知義務について

1. 契約の加入申込み後に次の各号に掲げる事項に変更が生じたときは、契約者は、遅滞なくその旨を組合所定の書面にて通知し、その承諾を得なければなりません。
 - (1)契約者の氏名、住所または住居表示
 - (2)被共済者の氏名
 - (3)共済金受取人の氏名
 - (4)共済掛金の払込口座
 - (5)その他、前(1)号から(4)号以外の申込書の記載事項または組合が質問した事項に係る告知事項

2. 前第1項の変更事項を組合に通知しなかったときは、組合の知った最後の住所あてに発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

第10章 共済掛金払込猶予期間と契約の無効または失効について

1. 組合は、契約者にやむを得ない事情がある場合には、共済掛金の払込みについて、次の各号に定める期間を共済掛金の払込猶予期間として共済掛金の払込を猶予します。
 - (1)初回共済掛金については、振替日の属する月からその月を含めて3ヵ月目の当該振替日の応当日まで
 - (2)前号以外の共済掛金については、振替日の属する月からその月を含めて3ヵ月目の当該振替日の応当日まで
2. 前項第(2)号に定める払込猶予期間内に共済掛金については、当該振替日までに未納となっている共済掛金の全額を一括して口座振替します。
3. 前第1項に定める払込猶予期間内に未納となった共済掛金の全額が組合に払込まれない場合には、共済契約の効力は、次の各号の定めによります。
 - (1)初回共済掛金の場合には、申込みされた共済契約は無効となります
 - (2)前号以外の共済掛金の場合には、共済契約は、共済掛金の未納が最初に生じた払込期日の午前零時にさかのぼって失効します
4. 前項の定めにより、共済契約が無効となった場合、または失効となった日以後に生じた共済金の支払い事由については、組合は、共済金を支払いません。

第11章 契約が消滅する場合

1. 被共済者が死亡した場合はその時をもって、後遺障害共済金をお支払いする場合は共済金額の最高額に達する後遺障害が生じた時をもって、重度障害共済金をお支払いする場合は重度障害となった時をもって、該当する被共済者にかかわる契約は消滅します。

第12章 契約が無効となる場合

1. 次の各号のいずれかに該当する場合、該当した被共済者にかかわる契約は、無効となります。
 - (1)被共済者が、発効日の前日において、すでに死亡していたとき
 - (2)発効日において、契約者が「第1章 共済契約者について」に定める契約者に、被共済者が「第2章 本共済に加入できる方(被共済者の範囲)」に定める被共済者の範囲外のとき
 - (3)契約者の意思によらないで契約のお申込みがなされたとき
 - (4)その他、組合の定めによるとき
2. 前項の規定により契約が無効となった場合、組合は次の各号のとおり取り扱います。
 - (1)共済金の支払事由が発生していても共済金は支払いません。また、すでに共済金をお支払いしていたときは、その全額について返還請求できます。
 - (2)当該無効となった共済契約が属する共済期間に対応するすでに組合に払込まれた共済掛金の全額を契約者に返戻します。

第13章 契約の解約について

1. 契約者は、組合所定の解約申請書に解約申請日、契約者等の氏名、住所その他必要事項および契約を解約する旨を記入のうえ、組合の定める解約申請締切日(毎月末日)までにこの組合に提出することにより、将来に向かって契約を解約することができます。(一部の被共済者にかかわる契約のみ

- を解約する場合も同様とします。)
2. 前項によって契約を解約した場合には、前項に定める解約申請締切日の翌月27日が解約日となり、保障の効力は、解約日の前日24時までとなります。また、解約日以後にこの組合に払込まれた共済掛金がある場合には、その全額を契約者に返戻します。
 3. ご契約者と被共済者との間の親族関係の終了その他の事情により、被共済者が新規契約の申込の同意をするに当たって基礎とした事情が、著しく変更した場合は、被共済者の親権者もしくは未成年後見人は、共済契約者に対し、共済契約の解約を請求することができます。

第14章 詐欺または脅迫によるご契約の取消について

1. 組合は、契約者、被共済者または共済金受取人の詐欺または脅迫により契約を締結したときは、契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた共済掛金は返戻しません。

第15章 不法取得目的による共済契約の無効について

1. 契約者が死亡共済金を不法に取得する目的または他人に共済金を不法に取得させる目的をもって契約を締結したときは、その契約は無効とします。また、すでに払い込まれた共済掛金は返戻しません。

第16章 指定口座の変更について

1. 契約者は、組合の承諾を得て、契約者の指定する共済掛金の振替口座の変更を行うことができます。
2. 前項の口座変更を行う場合には、組合所定の申請書および新たな口座振替依頼書を組合に提出しなければなりません。
3. 前項の変更申請が、組合で受けられ、かつ、承諾された場合には、前項に定める申請書および口座振替依頼書の提出された日の属する月の翌月の振替日から新たに口座変更された指定口座からの振替を行います。

第17章 契約者の変更について

1. 契約者は、被共済者の親権者または後見人の同意を得て、契約上の権利義務を相続人に承継させることができます。
2. 契約者が死亡または後遺障害・重度障害となった場合、被共済者の親権者または後見人の同意を得て、契約上の権利義務を相続人に承継することができます。
3. 前第2項の場合第1章（共済契約者について）に規定する範囲のかたでなければなりません。

第18章 共済金の受取人について

1. この契約による共済金受取人は、契約者です。
2. 前項の規定にかかわらず、契約者が死亡し、かつ、「第17章 契約者の変更について」第2項に定める契約の承継がなされなかった場合、共済金を受取る者は次の各号に掲げる者とし、その順位は各号の順となります。
 - (1)契約者の配偶者
 - (2)契約者の死亡当時、同一世帯に属していた、契約者の子、契約者の孫、契約者の父母、契約者の祖父母または契約者の兄弟姉妹の順
 - (3)前号に該当しない契約者の子、契約者の孫、契約者の父母、契約者の祖父母または契約者の兄弟姉妹の順

3. 前項に規定する場合、同順位の共済金受取人が2人以上あるときは、代表者1名を選定しなければなりません。この場合、その代表者は、他の共済金受取人を代表するものとします。
4. 組合が1人の共済金受取人に対して共済金の全額を支払った後において、他の共済金受取人から共済金の全額または一部の支払いの請求がなされた場合、組合は、他の共済金受取人に対しては共済金を支払いません。
5. 前第1項および第2項の規定にかかわらず、契約者は、死亡共済金受取人を指定または変更することができます。ただし、ご契約者の親権者もしくは未成年後見人でないときは、変更について被共済者の親権者もしくは未成年後見人の同意を得る必要があります。
6. 契約者が前項に定める指定または変更をするときは、組合所定の書類をもって通知してください。
7. 前第5項に定める指定または変更について、前項に規定する書類が組合に到着する前に変更前の死亡共済金受取人に死亡共済金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡共済金受取人から死亡共済金の請求を受けても、組合は支払いません。
8. 前第5項により指定または変更された死亡共済金受取人が死亡し、その後、新たな指定または変更がなされない場合には、前第2項に定める順位および順序によります。

第19章 共済金のご請求・お支払について

1. 被共済者について、共済事故が発生したことを知ったときは、契約者、または死亡共済金受取人は、遅滞なく組合に連絡をしてください。
2. 共済金受取人（死亡共済金の請求のときは死亡共済金受取人）は、特別な理由がある場合を除きその事故の日から60日以内に、組合所定の共済金請求書と添付書類を組合に提出し、共済金の支払いを請求しなければなりません。
3. 組合は、被共済者の生死が不明の場合において被共済者を死亡したものと取り扱うことを認めたときは、その認めた日において被共済者が死亡したものとみなして共済金をお支払いします。ただし共済金をお支払いした後に被共済者の生存が判明したときは、共済受取人は、すでにお支払いした共済金をこの組合に返還しなければなりません。
4. 組合は、被共済者が傷病を被り共済金を支払う場合において、以下の事由に該当する場合はその事由がなかった場合の共済金額を支払います。
 - (1) 共済金の支払対象となっている傷病とは別の傷病または障害の影響により、支払対象となっている傷病の程度が重大となったとき
 - (2) 共済金の支払対象となっている傷病に関して被共済者が治療を怠りまたは契約者もしくは共済金受取人が治療させなかったことにより、支払対象となっている傷病の程度が重大となったとき
5. 組合は共済金の請求を受けた場合には、審査に特別の時間がかかるなどの場合を除き、契約者または共済金受取人が共済金の支払請求手続きを完了した日（組合に一件書類が到着した日）から30日以内に共済金を支払います。
6. 組合は、共済金の請求があった場合に、契約者、被共済者または共済金受取人に対して事実の確認に必要な事項を質問することができ、これらの者がこの質問に正当な理由なく回答しない場合には、共済金を支払いません。
7. 組合は、共済金受取人が共済金請求の書類に故意に虚偽の記載をし、またはそれらの書類を偽造したりもしくは変造した場合には、共済金を支払いません。
8. 組合は、共済金受取人が、共済事故の発生を知ったときから共済金の請求手続を3年間怠ったときは、共済金を支払いません。

第20章 異議の申立について

1. 共済金のお支払いなどに関する当組合の審査決定に不服がある共済契約者、または共済金受取人は、当組合の審査委員会に対して異議申立てることができます。
2. 異議の申立は、当組合の審査決定を知った日から60日以内に書面によって行ってください。
3. 異議の申立を受けた日から60日以内に審査を行い、その結果を異議の申立をした方に通知します。

保障内容に関する事項

共済金のお支払いについて（傷害保障）

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|-----------------------|--|
| 死亡 | <p>①新規契約の発効以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に死亡した場合にお支払いします。</p> <p>②前①に定める傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を吸入・吸収または摂取した結果生じる中毒症状（継続的に吸入・吸収または摂取した結果生じる中毒症状は除きます。）を含みます。ただし、細菌性食物中毒は含みません。</p> |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 100万円 | |

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|----------------------------|--|
| 後遺障害 | <p>①新規契約の発効以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として、事故の日からその日を含めて180日以内に別表1に定める後遺障害の程度に応じてお支払いします。</p> <p>②前①に定めにかかわらず、被共済者に生じた後遺障害について、事故の日からその日を含めて180日をこえてもなお治療を要する状態にあるときは、事故の日から181日目における医師が行った診断に基づき後遺障害の程度を認定します。</p> <p>※共済金額×別表1に定める認定割合</p> |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 (最高) 100万円 | |

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|-----------------------------|---|
| 入院 | <p>新規契約の発効以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として、平常の生活を営むことができなくなり、かつ、日本国内の病院または診療所に入院した場合にお支払いします。</p> <p>※事故の日から180日以内の入院で、1事故の入院について90日を限度とします。</p> |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 (日額) 8,000円 | |

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|-----------------------------|--|
| 通院 | <p>新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷害を被り、その傷害を直接の原因として平常の生活に支障が生じ、かつ、日本国内の病院または診療所に通院した場合、事故の日から180日以内で30日を限度としてお支払いします。ただし、平常の生活に支障がない程度になおったとき以降の通院に対しては、傷害通院共済金をお支払いしません。</p> |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 (日額) 2,000円 | |

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|--|--|
| 手術 | 傷害入院共済金の支払い事由に該当する入院期間中に、日本国内の病院または診療所において、別表3に定める手術を受けた場合にお支払いします。ただし、1事故につき1回のお支払いを限度とします。 |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 (別表3に定める手術の種類に応じ) 5・10・20万円 | |

共済金をお支払いできない場合

- ① 共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受取るべき金額についてはこの限りではありません。
 - ② 被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき。
 - ③ 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき。
 - ④ 前②から③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき。
 - ⑤ 被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、阿片、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車を運転している間に生じた事故。
 - ⑥ 被共済者の疾病または被共済者が発効日の前日までに被った傷害もしくはこれらと因果関係が認められる傷害。
- ◆ 以下の⑦から⑩については、傷害入院共済金、傷害通院共済金および傷害手術共済金をお支払いしません。
- ⑦ 被共済者の故意または重大な過失によるとき。
 - ⑧ 被共済者の精神障害、心神喪失、アルコール依存または薬物依存によるとき。
 - ⑨ 本共済において共済金を支払うべき傷病の治療以外の被共済者の妊娠・出産・早産・流産または外科的手術、その他の医療処置に起因するとき。
 - ⑩ 原因の如何を問わず、頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニアによる場合は、愁訴を裏付けるに足りる医学的他覚所見（レントゲン、脊髄造影術、椎間板造影等の検査による）が認められないもの。

備 考

- ① 傷害死亡共済金と傷害後遺障害共済金を重複してお支払いすることはできません。
また、お支払いする共済金額の合計額は傷害死亡共済金を限度とします。
- ② 傷害死亡共済金をお支払いする場合において、すでにお支払いした傷害後遺障害共済金がある場合、傷害死亡共済金からすでにお支払いした傷害後遺障害共済金を控除した残額をお支払いします。

備 考

- ③別表 1 に定める各号に掲げていない後遺障害に対しては、身体の障害の程度に応じ、かつ、別表 1 に定める各号の区分に準じて、傷害後遺障害共済金のお支払額を決定します。
- ④同一の事故により、2 種以上の後遺障害が生じた場合には、各々の後遺障害に対してその合計額をお支払いします。ただし、別表 1 に定める上肢（腕および手）または下肢（脚および足）の後遺障害に対しては、1 肢ごとの傷害後遺障害共済金は傷害後遺障害共済金の60%をもって限度とします。
- ⑤被共済者が 2 回以上の異なる事故を原因として後遺障害を被った場合には、各々の後遺障害に対して支払われるべき傷害後遺障害共済金の合計額は傷害事故死亡共済金を超えないものとします
- ⑥事故の日からその日を含めて180日を経過した後の入院または通院に対しては、傷害入院共済金または傷害通院共済金をお支払いしません。
- ⑦傷害入院共済金を受けられる期間中の通院に対しては、傷害通院共済金をお支払いしません。
- ⑧被共済者が傷害入院共済金または傷害通院共済金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷病を被ったとしても、期間を重複して傷害入院共済金または傷害通院共済金をお支払いしません。
- ⑨入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医師の許可の有無を問いません。）をした場合、または入院中において就学または日常生活に支障がないと診断された入院期間に対しては、傷害入院共済金をお支払いしません。
- ⑩傷害手術共済金の支払いは、1 事故の入院について、1 回の手術に限り、1 回の入院期間中、2 回以上の手術を受けた場合には、そのうち最も高い金額の傷害手術共済金のみを支払います。
- ⑪入院中に共済契約が更新された場合の 1 事故の入院の限度は更新前と更新後の入院期間を通算します。また、移行（生命医療共済へ）により日額が変更された場合はその入院の開始日の日額とその入院期間に基づきお支払いします。
ただし、継続した入院とみなされる場合で 2 回以上の入院については、当該入院の開始日と当該入院の期間によりお支払いします。

◆地震、噴火または津波の場合の特例

被共済者が地震、噴火または津波により死亡、入院、通院または手術した場合に、これらの事由による被共済者の増加により、組合の経営維持に重大な影響が及んだときには、組合はその程度に応じ傷害死亡・後遺障害共済金・傷害入院共済金・傷害通院共済金または手術共済金を削減して支払うことがあります。その場合、組合は共済金受取人に通知します。

共済金のお支払いについて（病気保障）

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|-------------------|---|
| 死亡 | 新規契約の発効日以後に発病した病気を原因として、共済期間内に死亡した場合、または、新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故によって傷病を被り事故の日からその日を含めて180日を経過した後その傷病を直接の原因として共済期間内に死亡した場合にお支払いします。 |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 100万円 | |

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|-------------------|--|
| 重度障害 | 新規契約の発効日以後に発病した病気を原因として、共済期間内に別表2に定める重度障害の認定を医師により受けた場合にお支払いします。 |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 100万円 | |

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|-------------------------|--|
| 入院 | 新規契約の発効日以後に発病した病気を原因として、その病気の治療を目的に日本国内の病院または診療所へ共済期間内に入院を開始した場合にお支払いします。新規契約の発効日以後に生じた急激かつ偶然な外来の事故により被った傷害で、その事故の日からその日を含めて180日を経過した以後、その傷病の治療のための入院の場合にお支払いします。 ※1入院について90日を限度とします。 |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 (日額) 8,000円 | |

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|--|---|
| 手術 | 病気入院共済金の支払事由に該当する入院期間中に、日本国内の病院または診療所において、当該入院の原因となった傷病の治療を目的として別表3に定める手術を受けた場合にお支払いします。ただし、1入院につき1回のお支払いを限度とします。 |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 (別表3に定める手術の種類に応じ) 5・10・20万円 | |

共済金をお支払いできない場合

- ①共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ②被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき。
- ③戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき。

共済金をお支払いできない場合

- ④前②から③の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき。
- ⑤被共済者の妊娠および出産に起因するとき。
- ⑥被共済者の先天性異常または、それに随伴する病気、被共済者の精神障害、心神喪失、アルコール依存または、薬物依存によるとき。
- ⑦被共済者の故意または重大な過失によるとき。
- ⑧被共済者が新規契約の発効日の前日までに発病していた病気または、被った傷害もしくはこれらと因果関係が認められるとき。
- ⑨原因の如何を問わず、頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付ける医学的他覚所見（レントゲン・脊髄造影術・椎間板造影等の検査による）が認められないもの。

備 考

- ①病気死亡共済金と病気重度障害共済金を重複してお支払いすることはできません。
また、お支払いする共済金額の合計額は病気死亡共済金を限度とします。
- ②病気入院共済金と傷害入院共済金を重複してお支払いすることはできません。
- ③同一の病気（医学上の因果関係が認められる病気）を原因とする入院が2回以上あった場合、それぞれの入院日数を通算し、継続した1回の入院として取り扱います。
- ④同一の病気で2回以上入院した場合でも、退院日の翌日から次の入院までの期間が180日を経過している場合には、別の入院として取り扱います。
- ⑤入院が2回以上あった場合でも、それぞれの入院が異なる病気を直接の原因とした入院であるときは、それぞれの入院を別の入院として取り扱います。
- ⑥入院開始時または入院中に異なる病気を併発した場合は、入院開始時の直接の原因となった病気による継続した1回の入院としてお支払いします。
- ⑦被共済者が病気入院共済金の支払いを受けられる期間中新たに他の傷病を被ったとしても、期間を重複して病気入院共済金をお支払いしません。
- ⑧被共済者が病気入院共済金の支払いを受けられる期間中に共済契約が更新された場合の1回の入院限度は、更新前と更新後の入院期間を通算します。また、移行（生命医療共済へ）により日額が変更された場合はその入院の開始日の日額とその入院期間に基づいてお支払いします。ただし、継続した入院とみなされる場合で2回以上の入院については当該入院の開始日と当該入院の期間によりお支払いします。
- ⑨病気手術共済金の支払いは、1入院について、1回の手術に限り、1回の入院期間中、2回以上の手術を受けた場合には、そのうち最も高い金額の病気手術共済金のみお支払いします。
- ⑩入院中に外泊またはこれに準ずる外出（医師の許可の有無を問いません。）をした場合、または入院中において就学または日常生活に支障がないと診断された入院期間に対しては、病気入院共済金をお支払いしません。
- ⑪新規契約の申込日から、その日を含めて2年経過した後の、新規契約申込日前に発病していた病気または、被った傷害もしくはこれらと因果関係が認められる傷病の治療は、病気入院共済金をお支払いします。

共済金のお支払いについて（先進医療保障）

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|-----------------------|---|
| 先進医療 | <p>①被共済者が新規契約の発効日以後に発病した病気、または、共済期間内に生じた急激かつ偶然な外来の事故を直接の原因とし、治療のために共済期間内に厚生労働大臣が定める先進医療をうけた場合にお支払いします。</p> <p>②事故の場合は、被共済者が事故の日から180日以内に開始された入院共済金支払い対象期間内の入院中、または事故の日から180日以内の通院において、厚生労働大臣が定める先進医療をうけた場合にお支払いします。</p> |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 1万円～100万円 | |

共済金をお支払いできない場合

- ①共済契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。ただし、共済金受取人の故意による場合でその者が一部の受取人であるときは、他の者が受取るべき金額についてはこの限りではありません。
- ②被共済者の故意または重大な過失によるとき。
- ③被共済者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為によるとき。
- ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動によるとき。
- ⑤前①から④の事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故によるとき。
- ⑥被共済者の先天性異常または、それに随伴する病気、被共済者の精神障害、心神喪失、アルコール依存または、薬物依存によるとき。
- ⑦本共済において共済金を支払うべき傷病の治療以外の被共済者の妊娠・出産・早産・流産または外科的手術、その他の医療処置に起因するとき。
- ⑧被共済者が新規契約の発効日の前日までに発病していた病気または、被った傷害もしくはこれらと因果関係が認められるとき。
- ⑨被共済者が法令に定められた運転資格（運転する地における法令によるものをいいます。）を持たないで、または酒に酔ってもしくは麻薬、大麻、阿片、覚せい剤、シンナー等の影響により正常な運転ができないおそれがある状態で自動車または原動機付自転車またはこれらに類する乗用具を運転している間に生じた事故。
- ⑩原因の如何を問わず、頸椎捻挫、バレリュー症候群、頸椎神経根症、脊髄症等の頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛、背痛、椎間板ヘルニア等で愁訴を裏付ける医学的他覚所見（レントゲン・脊髄造影術・椎間板造影等の検査による）が認められないもの。

備 考

- ①先進医療にかかる費用のうち、技術にかかる費用については公的医療保険制度の給付対象とならないため全額自己負担となります。この先進医療の技術にかかる費用に応じて先進医療共済金をお支払いします。

備 考

- ② 1回の共済金額は、先進医療の技術にかかる費用の1万円未満を切り上げ、1万円単位とします。ただし、同一の先進医療における支払額は、先進医療共済金の支払限度額までとなります。
- ③ 被共済者が先進医療としてその療養の取扱いの届出が受理されていない病院または診療所で治療を受けた場合は、先進医療共済金はお支払いしません。
- ④ 先進医療の対象であった医療技術でも、療養を受けた時点で公的医療保険制度の保険給付の対象となっている場合や、承認取消などのために先進医療でなくなっている場合は、先進医療共済金はお支払いしません。
- ⑤ 上記④の公的医療保険制度とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。

・健康保険法 ・国民健康保険法 ・国家公務員共済組合法
 ・地方公務員等共済組合法 ・私立学校教職員共済法 ・船員保険法

※治療方法や症例等によっては先進医療に該当しない場合もありますので、治療を受けられる前に医療機関にご確認ください。

共済金のお支払いについて（賠償責任保障）

| 保障種類 | 共済金をお支払いする場合 |
|----------------------------|--|
| 賠償責任 | 被共済者が、新規契約の発効日以後の共済期間内における日常生活において、第三者の生命もしくは身体の損傷または財物の損失（紛失を除きます。）、毀損または汚損について法律上の損害賠償責任を負った場合に、賠償責任共済金をお支払いします。 ※賠償責任額のうち1,000円は免責（自己負担）となります。 |
| 年齢区分・共済金額 | |
| 0歳から満14歳 (最高) 100万円 | |

共済金をお支払いできない場合

- ① ご契約者、被共済者または共済金受取人の故意または重大な過失によるとき。
- ② ご契約者、被共済者または共済金受取人と同居する親族に対する損害賠償。
- ③ ご契約者、被共済者または共済金受取人と第三者との間の損害賠償に関する約定がある場合において、その約定により加重された損害賠償責任。
- ④ 他人の財物を、占有・使用・管理している場合についての賠償責任。
- ⑤ 車両（原動力が人力であるものを除く）の所有、使用または管理に起因する損害賠償。

備 考

- ① 賠償責任共済金の損害事由が発生し、ご契約者および被共済者が故意または重大な過失によりその発生および拡大防止義務を行わなかった場合には、損害の額から損害の発生および拡大を防止することができたと認められる額を差引いた残額の賠償責任共済金をお支払いします。

備 考

- ②財物に対しての損害賠償を負った場合、それが修理可能な場合は「時価額」を上限とした修理代金、修理不可能な場合は「時価額」をお支払いします。なお、この場合の「時価額」とは、財物を原価償却した金額をいいます。
- ③ご契約者および被共済者が、損害賠償責任を保障する他の共済や保険を契約している場合において、それぞれの契約について他の契約がないもとして算出された支払い責任額の合計額が損害の額を超えるときは、この組合の賠償責任共済金のお支払いは次のようになります。なお、それぞれの契約に免責金額（自己負担）の適用がある場合にはそのうちもっとも少ない額を免責金額とします。
- ・他の共済や保険から共済金や保険金が支払われていない場合には、この組合の支払い責任額をお支払いします。
 - ・他の共済や保険から共済金や保険金が支払われている場合には、損害の額から他の共済や保険から支払われた共済金および保険金の合計額を差引いた額をお支払いします。ただし、この組合の支払い責任額を限度とします。
- ④賠償責任共済金支払1回の損害事由における支払額は100万円を限度とし、共済期間（1年間）の支払限度額は通算して200万円を限度とします。

請求権代位

※損害が生じたことにより被共済者が損害賠償請求権その他の債権を取得した場合において、この組合がその損害に対して賠償責任共済金を支払ったときは、その債権はこの組合に移転します。この場合この組合に移転する額は次に掲げる額を限度とします。

- ①この組合が損害の額の全額を共済金として支払った場合には、被共済者が取得した債権の全額。
- ②前①以外の場合には、被共済者が取得した債権の額から共済金が支払われていない損害の額を差引いた額。
- ③前②の事由により、この組合に移転せず被共済者が引き続き有する債権は、この組合に移転した債権よりも優先して弁済されるものとします。
- ④ご契約者および被共済者は、前①、②の事由によりこの組合が取得する損害賠償請求権その他の債権の保全および行使並びにそのために必要な証拠や書類の入手に協力する必要があります。なお、この場合に必要な費用はこの組合が負担します。

別 表

別表1 後遺障害認定割合表

1. 後遺障害状態の定義

後遺障害とは、身体に残された将来においても回復されない機能の重大な傷害または身体の一部の欠損で、かつ、その原因となった傷害がなおった後のものをいいます。

2. 後遺障害認定割合

| 後 遺 障 害 | 認定割合 |
|--|------|
| 1. 眼の障害 | |
| (1)両眼が失明したとき | 100% |
| (2)1眼が失明したとき | 60% |
| (3)1眼の矯正視力が0.6以下となったとき | 5% |
| (4)1眼が視野狭窄（正常時視野の角度の合計の60%以下となった場合をいう）となったとき | 5% |
| 2. 耳の障害 | |
| (1)両耳の聴力を失ったとき | 80% |
| (2)1耳の聴力を全く失ったとき | 30% |
| (3)1耳の聴力が50cm以上では通常の話声を解さないとき | 5% |
| 3. 鼻の障害 | |
| (1)鼻の機能に著しい障害を残すとき | 20% |
| 4. 咀嚼、言語の障害 | |
| (1)咀嚼または言語の機能を全く廃したとき | 100% |
| (2)咀嚼または言語の機能に著しい障害を残すとき | 35% |
| (3)咀嚼または言語の機能に障害を残すとき | 15% |
| (4)歯に5本以上の欠損を生じたとき | 5% |
| 5. 外貌（顔面・頭部・頸部をいう）の醜状 | |
| (1)外貌に著しい醜状を残すとき | 15% |
| (2)外貌に醜状（顔面においては直径2cmのはん痕、長さ3cmの線状痕程度をいう）を残すとき | 3% |
| 6. 脊柱の障害 | |
| (1)脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき | 40% |
| (2)脊柱に運動障害を残すとき | 30% |
| (3)脊柱に奇形を残すとき | 15% |
| 7. 腕（手関節以上をいう）、脚（足関節以上をいう）の障害 | |
| (1)1腕または1脚を失ったとき | 60% |
| (2)1腕または1脚の3大関節中の2関節または3関節の機能を全く廃したとき | 50% |
| (3)1腕または1脚の3大関節中の1関節の機能を全く廃したとき | 35% |
| (4)1腕または1脚の機能に障害を残すとき | 5% |

| | |
|---------------------------------------|------|
| 8. 手指の障害 | |
| (1) 1手の拇指を指関節（指節間関節）以上で失ったとき | 20% |
| (2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき | 15% |
| (3) 拇指以外の1指を第2指関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき | 8% |
| (4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき | 5% |
| 9. 足指の障害 | |
| (1) 1足の第1足指を趾関節（指節間関節）以上で失ったとき | 10% |
| (2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき | 8% |
| (3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節（遠位指節間関節）以上で失ったとき | 5% |
| (4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき | 3% |
| 10. その他身体の著しい障害により終身常に介護を要するとき | 100% |

(注)第7項、第8項および第9項の規定中「以上」とは、当該関節より心臓に近い部分をいいます。

別表2 重度障害状態

対象となる重度障害とは、次のいずれかの状態をいいます。

- (1) 両眼の視力を全く永久に失ったもの
- (2) 言語または咀嚼の機能を全く永久に失ったもの
- (3) 中枢神経系、精神または胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの
- (4) 両上肢とも、手関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- (5) 両下肢とも、脚関節以上で失ったか、またはその用を全く永久に失ったもの
- (6) 1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの
- (7) 1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの

《備考》

1. 眼の障害（視力障害）

- (1) 視力の測定は、万国式試視力表により、1眼ずつ、矯正視力について測定します。
- (2) 「視力を全く永久に失ったもの」とは、視力が0.02以下になって回復の見込みのない場合をいいます。
- (3) 視野狭窄および眼瞼下垂による視野障害は、視力を失ったものとはみなしません。

2. 言語または咀嚼の障害

- (1) 「言語の機能を全く失ったもの」とは、以下の場合をいいます。
 - ① 語音構成機能障害で口唇音、歯舌音、口蓋音、こう頭音の4種類のうち、3種類以上の発音が不能となり、その回復の見込みがない場合
 - ② 脳言語中枢の損傷による失語症で、音声言語による意思の疎通が不可能となり、その回復の見込みのない場合
 - ③ 声帯全部の摘出により、発音が不能な場合

(2)「咀嚼の機能を全く永久に失ったもの」とは、流動食以外のものは摂取できない状態で、その回復の見込みのない場合をいいます。

3. 常に介護を要するもの

「常に介護を要するもの」とは、食物の摂取、排便・排尿・その後始末、および衣服着脱・起居・歩行・入浴のいずれもが自分ではできず常に他人の介護を要する状態をいいます。

4. 上・下肢の障害

(1)「上・下肢の用を全く永久に失ったもの」とは、完全にその運動機能を失ったものをいい、上・下肢の完全運動麻痺、または上・下肢においてそれぞれ3大関節（上肢においては肩関節、肘関節および手関節、下肢においては、股関節、膝関節および足関節）の完全強直で、その回復の見込みのない場合をいいます。

(2)「関節の用を全く永久に失ったもの」とは、関節の完全強直で、回復の見込みのない場合または人工骨頭もしくは人工関節をそう置換した場合をいいます。

別表3 手術共済金の対象となる手術

※被共済者が以下に掲げる手術を受けた場合、その手術の種類に応じた給付額を、傷害手術共済金および病気手術共済金としてお支払いします。

| 手術の種類 | 給付額 |
|---|------|
| 1. 皮膚・乳房の手術（単なる皮膚縫合は除く） | |
| (1)植皮術（25cm ² 未満は除き、瘢痕拘縮形成術を含む） | 10万円 |
| (2)乳房切断術 | 10万円 |
| 2. 筋骨の手術（抜釘術は除く） | |
| (3)骨移植術 | 10万円 |
| (4)骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く） | 10万円 |
| (5)頭蓋骨靱血手術（眼窩骨を含み、鼻骨・鼻中隔を除く） | 10万円 |
| (6)鼻骨靱血手術（鼻中隔弯曲症手術を除く） | 5万円 |
| (7)頬骨・上顎骨・下顎骨・顎関節靱血手術（歯・歯肉の処置に伴うものを除く） | 10万円 |
| (8)脊椎・骨盤靱血手術 | 10万円 |
| (9)鎖骨・肩甲骨・肋骨・胸骨靱血手術 | 5万円 |
| (10)四肢切断術（手指・足指を除く）・離断術（骨・関節の離断に伴うもの） | 10万円 |
| (11)切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの、手指・足指を除く） | 10万円 |
| (12)四肢骨・四肢関節靱血手術（手指・足指を除く） | 5万円 |
| (13)筋・腱・腱鞘・靱帯靱血手術（手指・足指を除く。筋炎・関節腫・粘液腫手術は除く） | 5万円 |
| (14)その他の手指・足指の手術 | 5万円 |
| 3. 呼吸器・胸部の手術 | |
| (15)慢性副鼻腔炎根本手術 | 5万円 |
| (16)喉頭全摘除術 | 10万円 |

| | |
|--|------|
| (17)気管、気管支、肺、胸膜手術（開胸術を伴うもの） | 10万円 |
| (18)胸郭形成術 | 10万円 |
| (19)縦隔腫瘍摘出術 | 20万円 |
| 4. 循環器・脾の手術 | |
| (20)観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術を除く） | 10万円 |
| (21)静脈瘤根本手術 | 5万円 |
| (22)大動脈・大静脈・肺動脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの） | 20万円 |
| (23)心膜切開・縫合術 | 10万円 |
| (24)直視下心臓内手術 | 20万円 |
| (25)体内用ペースメーカー埋込術 | 10万円 |
| (26)脾摘除術 | 10万円 |
| 5. 消化器の手術 | |
| (27)耳下腺腫瘍摘出術 | 10万円 |
| (28)顎下腺腫瘍摘出術 | 5万円 |
| (29)食道離断術 | 20万円 |
| (30)胃切除術 | 20万円 |
| (31)その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの） | 10万円 |
| (32)腹膜炎手術 | 10万円 |
| (33)肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術 | 10万円 |
| (34)ヘルニア根本手術 | 5万円 |
| (35)虫垂切除術・盲腸縫縮術 | 5万円 |
| (36)直腸脱根本手術 | 10万円 |
| (37)その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの） | 10万円 |
| (38)痔瘻・脱肛・痔核根本手術（根治を目的としたもので、処置・単なる痔核のみの手術は除く） | 5万円 |
| 6. 尿・性器の手術 | |
| (39)腎移植手術（受容者に限る） | 20万円 |
| (40)腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く） | 10万円 |
| (41)尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く） | 10万円 |
| (42)尿瘻閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く） | 10万円 |
| (43)陰茎切断術 | 20万円 |
| (44)睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術 | 10万円 |
| (45)陰嚢水腫根本手術 | 5万円 |
| (46)子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く） | 20万円 |
| (47)子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術 | 5万円 |
| (48)子宮脱・膣脱手術 | 10万円 |
| (49)その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く） | 10万円 |
| (50)卵管・卵巣観血手術（経膣的操作は除く） | 10万円 |
| (51)膣腸瘻閉鎖術・造膣術 | 10万円 |

| | |
|--------------------------------------|------|
| (52)その他の卵管・卵巢手術 | 5万円 |
| 7. 内分泌器の手術 | |
| (53)下垂体腫瘍摘除術 | 20万円 |
| (54)甲状腺手術・副甲状腺手術 | 10万円 |
| (55)副腎全摘除術 | 10万円 |
| 8. 神経の手術 | |
| (56)頭蓋内観血手術 | 20万円 |
| (57)神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術） | 10万円 |
| (58)観血的脊髄腫瘍摘出手術 | 20万円 |
| (59)脊髄硬膜内外観血手術 | 10万円 |
| 9. 感覚器・視器の手術 | |
| (60)眼瞼下垂症手術 | 5万円 |
| (61)涙小管形成術 | 5万円 |
| (62)涙嚢鼻腔吻合術 | 5万円 |
| (63)結膜嚢形成術 | 5万円 |
| (64)角膜・強膜移植術 | 5万円 |
| (65)観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術 | 5万円 |
| (66)虹彩前後癒着剥離術 | 5万円 |
| (67)緑内障観血手術（レーザーによる虹彩切除術は、(71)に該当する） | 10万円 |
| (68)白内障・水晶体観血手術 | 10万円 |
| (69)硝子体観血手術 | 5万円 |
| (70)網膜剥離症手術 | 5万円 |
| (71)レーザー・冷凍凝固による眼球手術（網膜光・網膜冷凍凝固術を含む） | 5万円 |
| (72)眼球摘除術・組織充填術 | 10万円 |
| (73)眼窩腫瘍摘出術 | 10万円 |
| (74)眼筋移植術 | 5万円 |
| 10. 感覚器・聴器の手術 | |
| (75)観血的鼓膜・鼓室形成術 | 10万円 |
| (76)乳様洞削開術・乳突洞解放術、乳突切開術 | 5万円 |
| (77)中耳根本手術 | 10万円 |
| (78)内耳観血手術 | 10万円 |
| (79)聴神経腫瘍摘出術 | 20万円 |
| 11. 悪性新生物の手術 | |
| (80)悪性新生物根治手術 | 20万円 |
| (81)悪性新生物温熱療法 | 5万円 |
| (82)その他の悪性新生物手術 | 10万円 |
| 12. 上記以外の手術 | |
| (83)上記以外の開頭術 | 10万円 |

| | |
|--|------|
| (84)上記以外の開胸術 | 10万円 |
| (85)上記以外の開腹術 | 10万円 |
| (86)衝撃波による体内結石破碎術 | 10万円 |
| (87)ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。） | 5万円 |
| 13. 新生物根治放射線照射 | |
| (88)新生物根治放射線照射（5,000ラド以上の照射） | 5万円 |

別表4 共済金の請求に必要な書類

| 保障種類 共済金 請求書類 | 死亡 | | 後遺 障害 | 重度 障害 | 入院・手術 | | 傷害 通院 | 先進医療 | | 賠償責任 | |
|---------------------------------------|----|----|----------|----------|-------|----|----------|------|----|------|----|
| | 傷害 | 病気 | | | 傷害 | 病気 | | 傷害 | 病気 | 人身 | 物損 |
| 共済金請求書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 死亡診断書 または 死体検案書 | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 医師の診断書 | | | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | |
| 外泊証明書 | | | | | ○ | ○ | | ○ | ○ | ○ | |
| 公的機関の 事故証明書 | △ | | △ | | △ | | △ | ○ | | ○ | ○ |
| 事故発生状況 報告書 | ○ | | ○ | | ○ | | ○ | ○ | | ○ | ○ |
| 死亡した 被共済者の 戸籍謄本 (出生から請求時点まで) | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 共済金受取人の 戸籍謄本 | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 共済金受取人の 印鑑証明書 | ○ | ○ | | | | | | | | | |
| 共済加入証書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 同意書 | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 健康保険証(写) | △ | △ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | ○ | | |
| 医療証明書 | | | | | | | | ○ | ○ | ○ | |
| 損害証明書 | | | | | | | | | | | ○ |
| 修理見積書 | | | | | | | | | | | ○ |
| 損害額 支払証明書 (領収書等) または示談書 | | | | | | | | | | ○ | ○ |
| 損害品の写真 | | | | | | | | | | | ○ |

別表5 質問事項（告知事項）

加入される方が申込日現在において下記の1～7のいずれかに該当する場合は「あり」、該当しない場合には、「なし」と回答。

1. 病気やケガ（種類、程度は問いません。）のために、今後、入院または手術をすすめられている。
2. 病気やケガ（軽い風邪や、手足の打撲等を除きます。）のために、医師等（*1）により、将来にわたる検査、経過観察等の指導注意を受けている。
3. 申込日以前の3ヵ月以内に、医師等の診察、検査、治療、投薬を受けたことや、検査を受けた結果、再検査・治療・入院・手術をすすめられたことがある。
4. 過去1年以内に、病気やケガで手術を受けたことがある。または継続して7日以上入院をしたことがある。
5. 過去2年以内に、健康診断・人間ドックを受けて、心臓、肺、胃腸、肝臓、腎臓、すい臓、胆のう、子宮、乳房、血圧測定、尿検査、血液検査、眼底検査の結果の異常（要再検査、要精密検査、要治療、要経過観察を含む）を指摘されたことがある。
6. 慢性疾患（*2）のため、医師等の治療を受けている、または医師等にその治療をすすめられている。
7. 先天性の病気や身体障害により、視力、聴力、言語、そしゃく機能に障害があり、日常生活・家事・業務に他人の介護（手助け）や機器の使用を要する状態である。
（*1）「医師等」とは、医師および接骨医・針・灸・マッサージ師・磁気施術師等をいいます。
（*2）慢性疾患とは次に掲げる疾患をいいます。

●悪性新生物（ガン・肉腫・筋腫・白血病等）●胃および腸の潰瘍（胃潰瘍・十二指腸潰瘍等）●心臓疾患●肺疾患（肺炎・肺結核等）●脳血管疾患（脳出血・脳血栓・くも膜下出血等）●腎臓疾患（腎炎・ネフローゼ等）●肝臓・すい臓等の内臓疾患●糖尿病およびその他代謝障害●精神病およびアルコール中毒（統合失調症等）●骨髄および神経疾患（骨髄炎・髄膜炎・脳性麻痺等）●血管および血液疾患（血友病・動脈硬化症等）●耳鼻および眼疾患●厚生労働省が指定する特定疾病医療費公費負担の対象となる疾患（ベーチェット病・クローン病・パーキンソン病等）

※お申込時の告知内容のご回答に誤りがあると、契約が解除になり共済金をお支払出来ないことがあります。